

令和 7 年かすみがうら市議会第 2 回定例会
市長提出議案集

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市

目 次

1.	報告第 7 号	令和 6 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について	1～2
2.	報告第 8 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について	3～4
3.	報告第 9 号	令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について	5～6
4.	報告第 10 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	7～8
5.	報告第 11 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償の額の決定及び和解〉	9～10
6.	承認第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例〉	11～14
7.	承認第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉	15～23
8.	承認第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて 〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉	24～26
9.	議案第 56 号	令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）	27～39
10.	議案第 57 号	財産の貸付けについて	40～41
11.	議案第 58 号	市道路線の認定について	42～44
12.	議案第 59 号	市道路線の認定について	45～47

(参考資料)

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表		48～65
・ かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表		(48)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表		(48)
・ かすみがうら市税条例 新旧対照表		(48～63)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表		(63～65)

報告第 7 号

令和 6 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書に
ついて

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、
令和 6 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとお
り報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍事務に要する経費	6,176,000	6,176,000	0	4,336,000	0	0	1,840,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰に伴う給付金・定額減税一体支援 (新たな非課税等)に要する経費	130,835,000	130,835,000	0	130,835,000	0	0	0
3 民生費	1 社会福祉費	長寿社会づくりに要する経費	29,780,000	29,780,000	0	19,780,000	0	10,000,000	0
3 民生費	2 児童福祉費	稲吉児童館管理運営に要する経費	989,000	989,000	0	0	0	0	989,000
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援に要する経費	1,504,000	1,404,000	0	1,169,000	0	0	235,000
4 衛生費	1 保健衛生費	一般廃棄物処理に要する経費	1,399,000	1,399,000	0	0	1,000,000	0	399,000
5 農林水産業費	1 農業費	県単土地改良に要する経費	8,470,000	8,470,000	0	1,926,000	3,800,000	0	2,744,000
7 土木費	2 道路橋梁費	市道整備に要する経費	89,000,000	89,000,000	0	47,948,000	31,600,000	0	9,452,000
7 土木費	2 道路橋梁費	(仮称)千代田PAスマートIC関連事業 に要する経費	65,704,000	64,872,000	0	25,600,000	21,900,000	12,258,000	5,114,000
8 消防費	1 消防費	常備消防に要する経費	99,638,000	99,638,000	0	0	69,600,000	0	30,038,000
8 消防費	1 消防費	災害対策に要する経費	1,380,000	1,380,000	0	0	0	0	1,380,000
合 計			434,875,000	433,943,000	0	231,594,000	127,900,000	22,258,000	52,191,000

報告第 8 号

令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、
令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内 訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							国 庫 支出金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	5 流域下水 道 建 設 負 担 金	流域下水道 建設負担金	円 42,787,000	円 18,041,000	円 11,259,000	円 0	円 11,100,000	円 159,000	円 13,487,000	円 0	茨城県流域下水道事業の人 孔更生工事において、能登 半島地震の影響により、資 材の入手及び特殊作業員の 確保が困難なことによる。

報告第 9 号

令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、
令和 6 年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和6年度かすみがうら市下水道事業会計事故繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内 訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							国 庫 支出金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	5 流域下水 道 建 設 負 担 金	流域下水道 建設負担金	円 22,645,000	円 18,724,000	円 3,921,000	円 0	円 3,700,000	円 221,000	円 0	円 0	茨城県流域下水道事業の人 孔更生工事において、能登 半島地震の影響により、資 材の入手及び特殊作業員の 確保が困難なことによる。

報告第10号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年6月3日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年4月25日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

公用車による事故の損害賠償額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和7年1月17日（金）午前7時50分
- 2 事故発生場所 かすみがうら市下佐谷674（県道つくば千代田線）
- 3 相 手 方 （住所） [REDACTED]
（氏名） [REDACTED]
（住所） [REDACTED]
（氏名） [REDACTED]
- 4 事故の概要 公用車が前方不注意により信号待ちしている相手方車両後方に追突した。
- 5 示談内容
 - （1）過失割合 かすみがうら市100% 相手方0%
 - （2）損害賠償額 かすみがうら市 730,474円
相手方 0円
 - （3）損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。

報告第 1 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

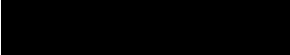
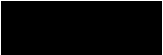
専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和７年４月１４日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- １ 事故発生日 令和７年３月２１日（金）
- ２ 事故発生場所 かすみがうら市下稲吉１９９３番２地先
- ３ 相手方 （住所）
（氏名）
- ４ 事故の概要 市が管理する市道８－０３２８号線、下稲吉１９９３番
２地先において、舗装損傷により空いた穴に、相手方が運
転する車両の右側前輪が落ち、タイヤが破損した。
- ５ 損害賠償額と和解の内容
 - （１）過失割合 かすみがうら市 ５０％
相手方 ５０％
 - （２）損害賠償額 かすみがうら市 １６，１９０円
相手方 １６，１９０円
 - （３）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債
務関係がないことを確認する。

承認第 1 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

令和7年度人事異動に伴い、教育委員会事務局に企画監の職を置くことからかすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため。

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

かすみがうら市長

令和 7 年かすみがうら市条例第 3 5 号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例（令和 6 年かすみがうら市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項のうちかすみがうら市職員の給与に関する条例別表第 1 の改正規定中

「

6 級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務
-----	--

」を

「

6 級	課長及び企画監の職務
-----	------------

	教育委員会事務局の課長及び企画監 の職務 議会事務局の課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務
--	---

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

承認第 2 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が、令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例の一部を改正する必要性が生じたため。

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

かすみがうら市長

令和 7 年かすみがうら市条例第 3 6 号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 1 8 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 3 4 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 3 6 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条の 2 第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。

第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)

(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」を加え、同条第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「有する者。)」の次に「若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「(ウに掲げるものを除く。)又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.

0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「出力」の次に「(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)」を加える。

第90条第2項中「身体障害者等又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)」が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情

報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第10条の2第12項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第13項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第14項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項の次に次の1項を加える。

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第16条の2の次に次の1条を加える。

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、

第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に
0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定
令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定
令和8年4月1日
- (3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後のかすみがうら市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例に

よる。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

承認第 3 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、
地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、特に
緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専
決処分する。

令和７年３月３１日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和７年政令第１１９号）が、令和７年３月３１日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

かすみがうら市長

令和 7 年かすみがうら市条例第 3 7 号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 2 7 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 56 号

令和 7 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 377,837 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,702,259 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		3, 131, 466	169, 590	3, 301, 056
	2 国 庫 補 助 金	1, 286, 945	169, 590	1, 456, 535
16 県 支 出 金		1, 443, 936	195, 098	1, 639, 034
	2 県 補 助 金	380, 029	195, 098	575, 127
20 繰 越 金		107, 211	15, 918	123, 129
	1 繰 越 金	107, 211	15, 918	123, 129
21 諸 収 入		323, 449	4, 631	328, 080
	5 雑 入	277, 902	4, 631	282, 533
22 市 債		882, 000	△7, 400	874, 600
	1 市 債	882, 000	△7, 400	874, 600
歳 入 合 計		18, 324, 422	377, 837	18, 702, 259

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		2, 846, 479	161, 700	3, 008, 179
	1 総 務 管 理 費	2, 414, 979	△5, 167	2, 409, 812
	2 徴 税 費	235, 654	166, 471	402, 125
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	105, 731	396	106, 127
3 民 生 費		7, 099, 454	4, 870	7, 104, 324
	1 社 会 福 祉 費	3, 733, 335	440	3, 733, 775
	2 児 童 福 祉 費	2, 685, 914	2, 740	2, 688, 654
	3 生 活 保 護 費	680, 205	1, 690	681, 895
5 農 林 水 産 業 費		599, 352	195, 098	794, 450
	1 農 業 費	581, 631	195, 098	776, 729
6 商 工 費		471, 171	4, 000	475, 171
	1 商 工 費	471, 171	4, 000	475, 171
8 消 防 費		971, 054	2, 000	973, 054
	1 消 防 費	971, 054	2, 000	973, 054
9 教 育 費		1, 683, 863	10, 169	1, 694, 032
	1 教 育 総 務 費	271, 442	2, 634	274, 076
	4 社 会 教 育 費	224, 025	7, 535	231, 560
歳 出 合 計		18, 324, 422	377, 837	18, 702, 259

第 2 表 継 続 費 補 正

1 変 更

(単位 千円)

一般会計	款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
補 正 前	2 総務費	1 総務管理費	霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事	5 0 3 , 4 4 8	令和 7 年度	2 0 1 , 3 7 9
					令和 8 年度	3 0 2 , 0 6 9
補 正 後	2 総務費	1 総務管理費	霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新事業	5 1 6 , 7 3 8	令和 7 年度	2 0 6 , 6 9 5
					令和 8 年度	3 1 0 , 0 4 3

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校施設 L E D 照明器具賃貸借事業	令和 8 年度から令和 1 7 年度	5 0 , 0 4 0

第 4 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等整備事業債	214,600	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。	206,600	普通貸借 又は証券 発行	3.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、 利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えることができる。
消防救急無線・指令センター整備事業債	4,300				4,900			
合 計	218,900				211,500			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,757,691	0	5,757,691
2 地 方 譲 与 税	238,271	0	238,271
3 利 子 割 交 付 金	5,010	0	5,010
4 配 当 割 交 付 金	34,946	0	34,946
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	56,284	0	56,284
6 法 人 事 業 税 交 付 金	98,336	0	98,336
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,022,068	0	1,022,068
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	118,680	0	118,680
9 環 境 性 能 割 交 付 金	28,320	0	28,320
10 地 方 特 例 交 付 金	30,776	0	30,776
11 地 方 交 付 税	4,160,000	0	4,160,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,166	0	5,166
13 分 担 金 及 び 負 担 金	60,537	0	60,537
14 使 用 料 及 び 手 数 料	50,359	0	50,359
15 国 庫 支 出 金	3,131,466	169,590	3,301,056
16 県 支 出 金	1,443,936	195,098	1,639,034
17 財 産 収 入	29,635	0	29,635
18 寄 附 金	227,001	0	227,001
19 繰 入 金	513,280	0	513,280
20 繰 越 金	107,211	15,918	123,129
21 諸 収 入	323,449	4,631	328,080

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
22 市	債	882,000	△7,400	874,600
歳	入	18,324,422	377,837	18,702,259
合 計				

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	145,686	0	145,686						
2 総 務 費	2,846,479	161,700	3,008,179	166,471	△8,000			3,229	
3 民 生 費	7,099,454	4,870	7,104,324	3,119				1,751	
4 衛 生 費	1,159,330	0	1,159,330						
5 農 林 水 産 業 費	599,352	195,098	794,450	195,098					
6 商 工 費	471,171	4,000	475,171					4,000	
7 土 木 費	1,319,271	0	1,319,271						
8 消 防 費	971,054	2,000	973,054		600	2,000		△600	
9 教 育 費	1,683,863	10,169	1,694,032			2,631		7,538	
10 災 害 復 旧 費	2	0	2						
11 公 債 費	1,998,760	0	1,998,760						
12 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	18,324,422	377,837	18,702,259	364,688	△7,400	4,631		15,918	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費国庫補助金	252,735	166,471	419,206	1 総 務 費 補 助 金	166,471	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
2民生費国庫補助金	700,954	3,119	704,073	4 生活保護費補助金	844	生活保護適正化推進事業補助金
				5 母子家庭等対策 総合支援事業費 補 助 金	2,055	高等職業訓練促進給付金等事業費補助金
				7 医療福祉費補助金	220	医療費助成自治体システム改修等補助金
計	1,286,945	169,590	1,456,535			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

4農林水産業費 県 補 助 金	65,829	195,098	260,927	1 農 業 費 補 助 金	195,098	新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金
計	380,029	195,098	575,127			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	107,211	15,918	123,129	1 繰 越 金	15,918	前年度繰越金
計	107,211	15,918	123,129			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

6雑入	245,078	4,631	249,709	1 雑 入	4,631	自治総合センターコミュニティ助成金 2,000 生成A Iパイロット校事業委託金 2,631
計	277,902	4,631	282,533			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

1総務債	214,600	△8,000	206,600	1 コミュニティセン ター施設整備事業 債	△8,000	霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等整備 事業債
6消防債	88,400	600	89,000	2 消防施設整備事業 債	600	消防救急無線・指令センター整備事業債
計	882,000	△7,400	874,600			

3 歳 出										
(款) 2 総務費				(項) 1 総務管理費				(単位 千円)		
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
9 地域振興費	342,911	△5,167	337,744		△8,000		2,833	12 委託料	△7,974	01 自治振興事業 2,807
								18 負担金、補助及び交付金	2,807	0101 自治振興に要する経費 2,807
										18 地域集会施設整備費補助金 2,807
										04 コミュニティ施設管理事業 △7,974
										0401 霞ヶ浦コミュニティセンター管理に要する経費 △7,974
										12 霞ヶ浦コミュニティセンター空調設備等更新工事監理業務委託 △7,974
計	2,414,979	△5,167	2,409,812		△8,000		2,833			
(款) 2 総務費										
(項) 2 徴税費										
1 税務総務費	128,439	166,471	294,910	166,471				10 需用費	100	02 税務事務総合調整事業 166,471
								11 役務費	1,591	0202 定額減税・調整給付に要する経費 166,471
								12 委託料	4,780	10 消耗品費 100
								18 負担金、補助及び交付金	160,000	11 通信運搬費 1,107
										11 手数料 484
										12 不足額給付に伴うシステム改修業務委託 880
										12 不足額給付関係通知書等封入封緘業務委託 940
										12 不足額給付情報等管理業務委託 2,960
										18 定額減税補足調整給付金（不足額給付金） 160,000
計	235,654	166,471	402,125	166,471						
(款) 2 総務費										
(項) 3 戸籍住民基本台帳費										
1 戸籍住民基本台帳費	105,731	396	106,127				396	12 委託料	396	02 戸籍住民基本台帳等事業 396
										0202 住民基本台帳事務に要する経費 396
										12 公的個人認証機器保守委託 396
計	105,731	396	106,127				396			
(款) 3 民生費										
(項) 1 社会福祉費										
6 医療福祉費	332,720	440	333,160	220			220	12 委託料	440	01 医療福祉事業 440
										0101 医療福祉に要する経費 440
										12 医療福祉システム改修委託 440
計	3,733,335	440	3,733,775	220			220			

(款) 3 民生費				(項) 2 児童福祉費				(単位 千円)			
目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 児童措置費	889,500	2,740	892,240	2,055			685	19 扶助費	2,740	01 児童措置事業	2,740
										0103 母子父子福祉に要する経費	2,740
										19 高等職業訓練促進給付金	2,740
計	2,685,914	2,740	2,688,654	2,055			685				

(款) 3 民生費				(項) 3 生活保護費							
1 生活保護総務費	108,480	1,690	110,170	844			846	12 委託料	1,690	02 生活保護等事業	1,690
										0201 生活保護等総務事務に要する経費	1,690
										12 生活保護システム改修委託	1,690
計	680,205	1,690	681,895	844			846				

(款) 5 農林水産業費				(項) 1 農業費							
3 農業振興費	53,100	195,098	248,198	195,098				18 負担金、補助及び交付金	195,098	01 農業振興事業	195,098
										0102 園芸振興に要する経費	195,098
										18 新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金	195,098
計	581,631	195,098	776,729	195,098							

(款) 6 商工費				(項) 1 商工費							
2 商工振興費	238,692	3,000	241,692				3,000	18 負担金、補助及び交付金	3,000	01 商工振興事業	3,000
										0103 ふるさと応援に要する経費	3,000
										18 ふるさと納税返礼品開発支援補助金	3,000
5 観光交流費	49,660	1,000	50,660				1,000	18 負担金、補助及び交付金	1,000	01 観光交流促進事業	1,000
										0101 観光交流推進に要する経費	1,000
										18 かすみがうら祭実行委員会補助金	1,000
計	471,171	4,000	475,171				4,000				

(款) 8 消防費				(項) 1 消防費							
1 常備消防費	783,937	0	783,937		600		△600			02 常備消防事業	
										0201 常備消防に要する経費(財源振替)	
3 災害対策費	73,571	2,000	75,571			2,000		18 負担金、補助及び交付金	2,000	02 防災・災害対策事業	2,000
										0201 災害対策に要する経費	2,000
										18 自治総合センターコミュニティ助成金	2,000
計	971,054	2,000	973,054		600	2,000	△600				

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
3 一 般 管 理 費	97,430	2,634	100,064			2,631	3	7 報 償 費	1,168	01 教育総務事業	2,634
								8 旅 費	558	0101 教育指導に要する経費	2,634
								10 需用費	69	7 講師謝礼	1,168
								11 役務費	198	8 職員普通旅費	558
								13 使用料 及 び 賃借料	641	10 消耗品費	69
										11 通信運搬費	198
計	271,442	2,634	274,076			2,631	3			13 車借上料	154
										13 施設等使用料	487

(款) 9 教育費

(項) 4 社会教育費

4 文化振興費	74,956	7,535	82,491				7,535	12 委託料	1,375	03 文化財事業 7,535
								14 工事請負費	6,160	0301 文化財保護に要する経費 7,535
										12 志筑城跡屋外トイレ設計業務委託 1,375
										14 志筑城跡屋外トイレ設置工事 6,160
計	224,025	7,535	231,560				7,535			

議案第 57 号

財産の貸付けについて

貸付料を減額して財産を貸し付けることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

1 貸し付ける財産

建物 (1) プール専用付属室

構造：木造 平屋建

延べ床面積：38 平方メートル

(2) 管理教室棟

構造：鉄筋コンクリート造 2 階建

延べ床面積：1,717 平方メートル

(3) 食堂

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積：68 平方メートル

(4) 空調機械室 1

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積：22 平方メートル

(5) 空調機械室 2

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積：67平方メートル

(6) 屋内運動場

構造：鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積：550平方メートル

(7) 石油保管庫

構造：鉄骨造 平屋建

延べ床面積：4平方メートル

工作物 (1) プール

延べ床面積：644.75平方メートル

2 貸し付ける相手方

東京都台東区東上野二丁目16番1号

日立建機株式会社

代表執行役 執行役社長兼COO 先崎 正文

3 貸付期間

令和7年8月1日から令和15年3月31日まで

4 貸付料

無償

5 減額する理由

当該財産を無償で貸し付けることにより、廃校施設の有効活用、地域活性化及び市負担経費の削減が図られるため。

議案第 58 号

市道路線の認定について

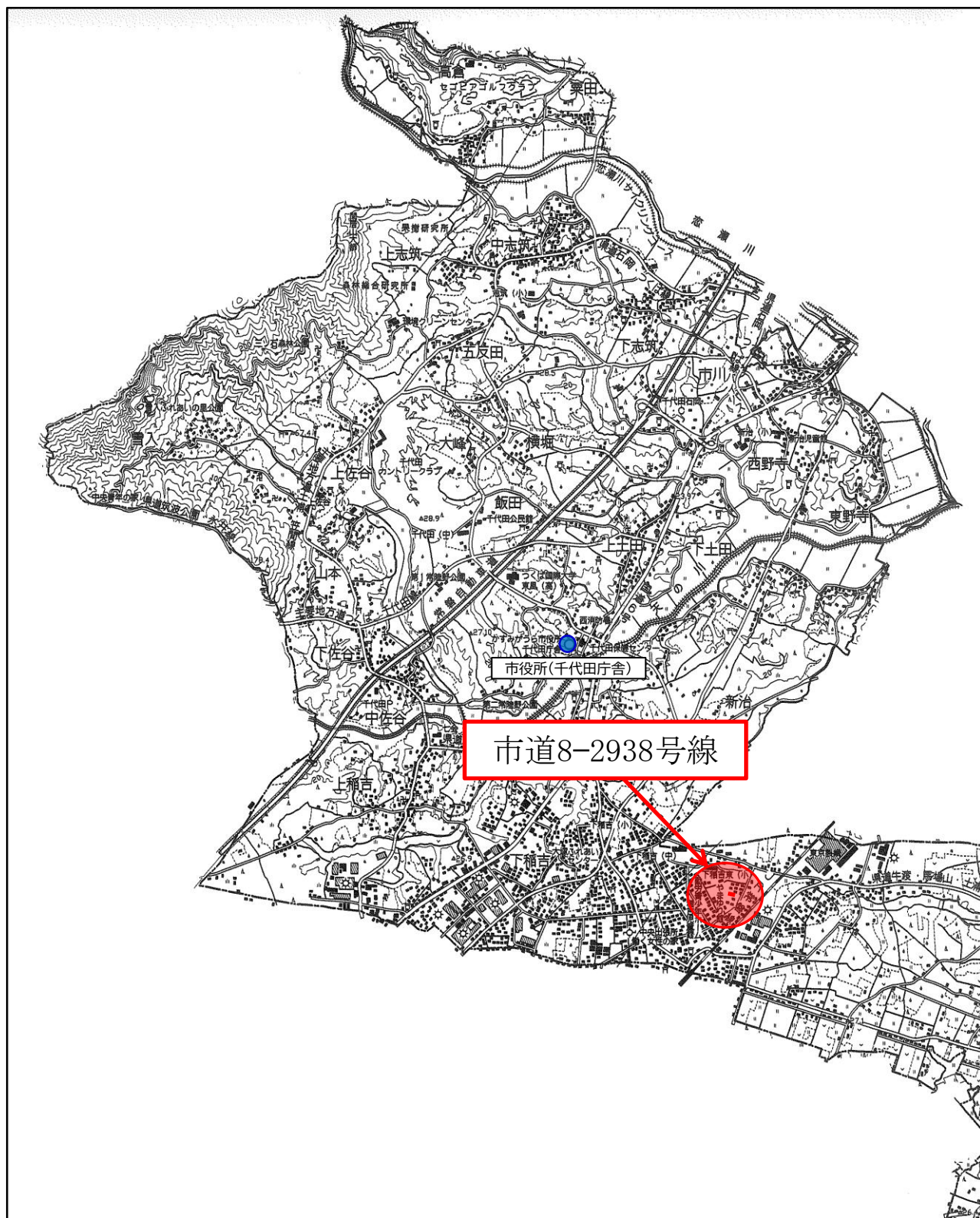
道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2938	稲吉東三丁目 2448 番 7	稲吉東三丁目 2452 番 40	6.00～7.00	99.00

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図（認定路線図）



議案第 59 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 3 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

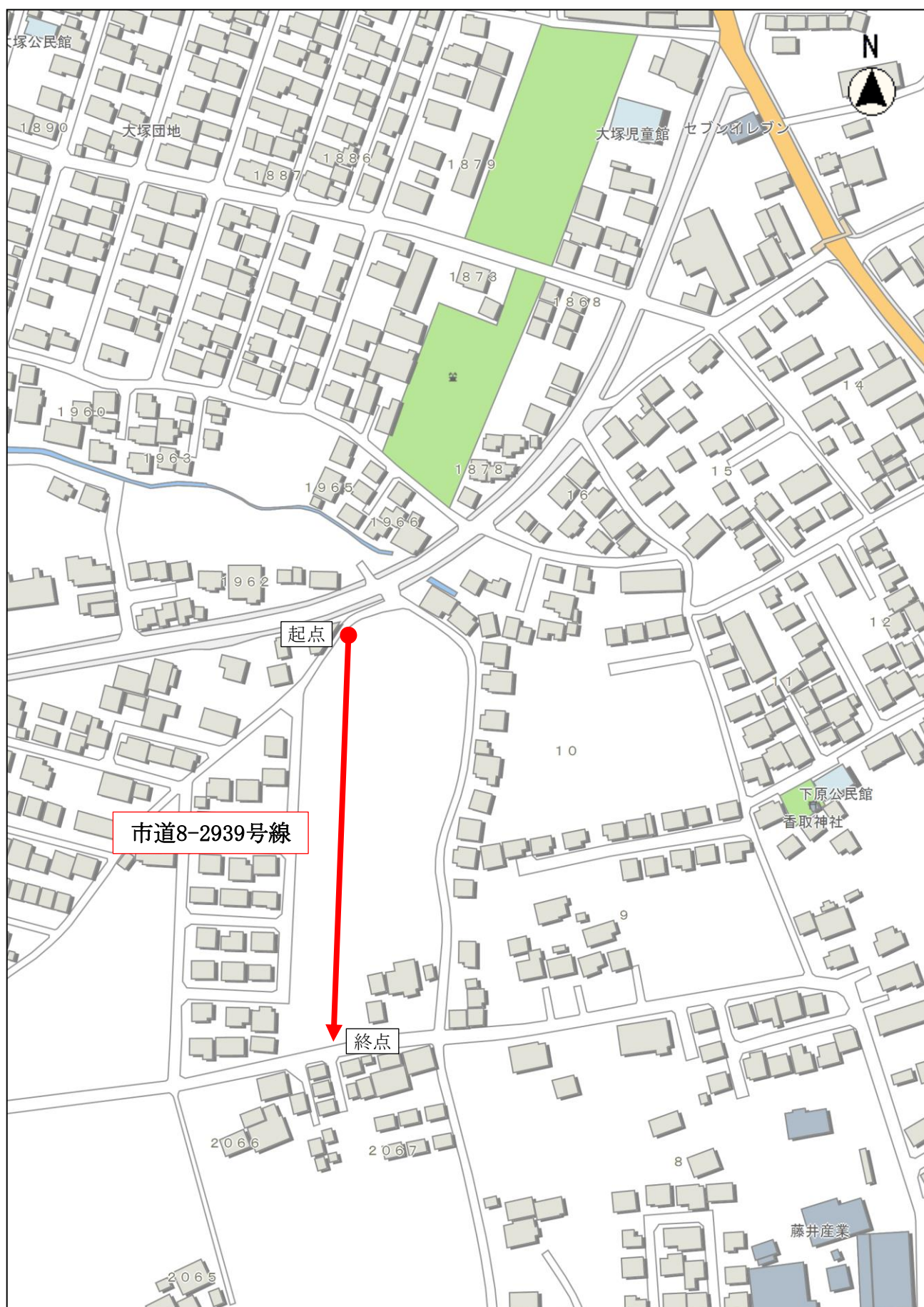
路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2939	下稲吉 1979 番 95	下稲吉 1979 番 81	6.00～10.65	210.00

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後																
別表第1(第4条関係) 1 行政職給料表級別職務分類表	別表第1(第4条関係) 1 行政職給料表級別職務分類表																
<table border="1"> <tr> <th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr> <tr> <td>7級</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	職務の級	職務の内容	7級	(略)	6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務	(略)	(略)	<table border="1"> <tr> <th>職務の級</th><th>職務の内容</th></tr> <tr> <td>7級</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>6級</td><td>課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長及び企画監の職務 議会事務局の課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	職務の級	職務の内容	7級	(略)	6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長 及び企画監 の職務 議会事務局の課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務	(略)	(略)
職務の級	職務の内容																
7級	(略)																
6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長の職務 議会事務局の課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務																
(略)	(略)																
職務の級	職務の内容																
7級	(略)																
6級	課長及び企画監の職務 教育委員会事務局の課長 及び企画監 の職務 議会事務局の課長の職務 農業委員会事務局長の職務 監査委員事務局長の職務																
(略)	(略)																
2 (略)	2 (略)																
	附 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>																

かすみがうら市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達 は、かすみがうら市公告式条例(平成17年 かすみがうら市条例第3号)第2条に規定す る掲示場に 掲示して行う ものとする。	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送 達は、 <u>公示事項(同条第2項に規定する公 示事項をいう。以下この条において同 じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理 府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の8第1項に規定する方法により不 特定多数の者が閲覧することができる状 態に置く措置をとるとともに、公示事項 が記載された書面を</u> かすみがうら市公告

	式条例(平成17年かすみがうら市条例第3号)第2条に規定する掲示場に <u>掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする</u> ものとする。
(納税証明事項) 第18条の3 <u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。	(納税証明事項) 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。
(所得控除) 第34条の2 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	(所得控除) 第34条の2 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により、雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者	(市民税の申告) 第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者

は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)**若しくは法第314条の2第4項**に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。))に係る部分を除く。))及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。以下この条にお

は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から、1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、**法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。))(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))**の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に

いて「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。	規定する特例認定特定非営利活動法人に對するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。
2～9 (略) 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。	2～9 (略) 10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。
(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」

から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2～6 (略)	という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～6 (略)
(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げ	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者。)<u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下

る事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 扶養親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略)	この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) 及び(2) (略) (3) 扶養親族又は特定親族の氏名 (4) (略) 2～5 (略)
(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略)	(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出) 第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2)～(4) (略) 2 (略)
(種別割の税率)	(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ (略) (2) 及び(3) (略)	第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ (略) (2) 及び(3) (略)
(種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	(種別割の減免) 第89条 (略) 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3) 及び(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力 (6)～(8) (略) 3 (略)	に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称) (3) 及び(4) (略) (5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力) (6)～(8) (略) 3 (略)
(身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害	(身体障害者等に対する種別割の減免) 第90条 (略) 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていない者にあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする

者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件 (6) (略) 3及び4 (略)	る者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件 (6) (略) 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。 4及び5 (略)
(特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない	(特別土地保有税の減免) 第139条の3 (略) 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければなら

い。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 及び(3) (略) 3 (略)	ない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称) (2) 及び(3) (略) 3 (略)
附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～11 (略) 12 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 13 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 14 法<u>附則第15条第41項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 15 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～13 (略)	附 則 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 (略) 2～11 (略) 12 法<u>附則第15条第36項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 13 法<u>附則第15条第37項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。 14 法<u>附則第15条第40項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 15 (略) (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第10条の3 (略) 2～13 (略) <u>14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律</u>

14 (略)

(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 (略)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第92条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第92条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除

く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

	(1) <u>第1項第1号に掲げる加熱式たばこ</u> <u>併せて喫煙の用に供されるもの</u> (2) <u>第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第</u> <u>93条の2の規定により製造たばことみな</u> <u>されるものを除く。)</u>と併せて喫煙の用に 供される加熱式たばこ(同条の規定によ り製造たばことみなされるものに限る。) であって当該加熱式たばこのみの品目の もの
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、令和7年4月1日から施</u> <u>行する。ただし、次の各号に掲げる規定</u> <u>は、当該各号に定める日から施行する。</u> (1) <u>第34条の2、第36条の2第1項ただし書、</u> <u>第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3</u> <u>の3第1項の改正規定並びに附則第3条の</u> <u>規定 令和8年1月1日</u> (2) <u>附則第16条の2の次に1条を加える改</u> <u>正規定及び附則第6条の規定令和8年4月1</u> <u>日</u> (3) <u>第18条及び第18条の3の改正規定並び</u> <u>に次条の規定地方税法等の一部を改正す</u> <u>る法律(令和5年法律第1号)附則第1条第</u> <u>12号に掲げる規定の施行の日</u> <u>(公示送達に関する経過措置)</u> <u>第2条 この条例による改正後のかすみが</u> <u>うら市税条例(以下「新条例」という。)第</u> <u>18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の</u> <u>施行の日以後にする公示送達について適</u> <u>用し、同日前にした公示送達については、</u> <u>なお従前の例による。</u> <u>(市民税に関する経過措置)</u> <u>第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1</u> <u>項ただし書の規定は、令和8年度以後の年</u>

	<u>度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u> 2 <u>令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。</u> 3 <u>新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u> 4 <u>新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年</u>
--	--

	<u>金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u> <u>第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u> <u>(軽自動車税に関する経過措置)</u> <u>第5条 新条例第82条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</u> <u>(市たばこ税に関する経過措置)</u> <u>第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。</u> <u>2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。</u> <u>(1) 市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じ</u>
--	---

	<u>て計算した製造たばこの本数</u> <u>(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数</u> <u>3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u>
--	--

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 (略)	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 (略)
(国民健康保険税の減額) 第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高	(国民健康保険税の減額) 第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>)、同条第3項本文の後期高

齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～ウ (略) 2及び3 (略)	齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) (略) (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～ウ (略) (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～ウ (略) 2及び3 (略)
	附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行す

る。

(適用区分)

2 この条例による改正後のかすみがうら市
国民健康保険税条例の規定は、令和7年度
以後の年度分の国民健康保険税について
適用し、令和6年度分までの国民健康保険
税については、なお従前の例による。